

情報の公開に関する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

情報の公開に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)に基づき、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の保有する情報を公開する事務処理に係る必要な事項を定め、もって機構の情報公開制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(手数料)

第2条 法第17条により機構が定める手数料の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
 - (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄の開示の実施の方法に応じ、それぞれ右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下「基本額」という。)ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は、当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を1の開示請求によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- (1) 1の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであつて、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 法第9条により、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するに当たって、機構がその旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し次の事項を通知する書面(以下「開示決定通知書」という。)において、写しの交付又は送付による開示の実施ができるとされた場合、法人文書の開示を受ける者は、当該法人文書の写しの交付又は送付に係る開示実施手数料及び郵送料を納付して、当該法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付するものとする。

(手数料の減免)

第3条 機構が保有する法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第17条第3項に基づき、開示請求1件につき2,000円を限度として開示実施手数料を減額し、又は免除する。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定により申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を機構に提出するものとする。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号の扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付するものとする。

4 第2項の規定による申請書の提出があつた場合には、開示実施手数料の減額又は免除の決定等を行い、提出者に書面により通知するものとする。

5 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、必要に応じて、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除する。

(情報公開の受付窓口)

第4条 機構が保有する法人文書の情報公開の受付窓口として、政策企画部に情報公開室を設ける。

2 情報公開室に室長を置き、政策企画部長をもって充てる。

3 情報公開室においては、開示請求の受付、開示請求書の補正に関すること等の事務を行うほか、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることを助けるため、規程の内容、開示請求の方法等開示請求の流れに関する情報の提供及び説明、法人文書ファイル管理簿の管理及び供覧、その他関連情報の提供等の事務を処理する。

(開示の実施方法)

第5条 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については別表に規定する方法により行う。

(情報公開・個人情報保護委員会)

第6条 組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第30条の規定に基づき、情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、理事長の求めに応じて、機構の情報公開の方針、保有文書の開示決定等に係る審査基準（以下「情報公開審査基準」という。）の制定改廃、開示請求に係る審査請求に対する処理方針等の機構における情報公開に関する重要事項の調査審議を行う。
- 3 委員会は、機構における情報の公開の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構における情報の公開に関する重要事項の調査審議を行い、理事長に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 理事長代理
 - (2) 前号に定める者以外の理事
 - (3) 政策企画部長、総務部長、財務部長及び情報部長
 - (4) 理事長が委嘱する外部の有識者 若干名
- 5 委員長は、前項第1号の者をもって充てる。
- 6 第4項第4号に定める委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 委員会に関し、必要な事項は委員長が定める。

（審査基準）

第7条 法第9条各項の決定を行うに当たっては、委員会の意見を聴いて別に定める情報公開審査基準に従うものとする。ただし、情報公開審査基準の解釈等に疑義がある場合、当該疑義に関しては、委員会の意見を聴くものとする。

- 2 情報公開審査基準においては、法人文書に該当するか否かの判断その他の判断をこの規程に従って行うために必要となる基準を、できる限り具体的に定めるものとする。

（各種様式）

第8条 法の規定による開示請求等に係る各種書面の様式については、別に定める。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施についての必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 機構における情報公開審査基準が制定されるまでの間については、日本育英会における情報公開審査基準は、なお効力を有するものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第3号）

（施行期日）

この規程は、平成17年2月17日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第7号）

（施行期日）

この規程は、平成17年3月23日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第6号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第7号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第13号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第5号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第23号）

この規程は、平成30年6月14日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第3号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第4号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項に該当するものを除く。）	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により用紙に複写したものの交付又は送付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（日本産業規格A列二番（以下「A2」という。）については40円、日本産業規格A列一番（以下「A1」という。）については80円）
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付又は送付	用紙1枚につき20円（A2については140円、A1については180円）
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付又は送付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付又は送付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ク スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付又は送付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	イ 印画紙に印画したものの交付又は送付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
3 録音テープ又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき430円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき580円
5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付又は送付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付又は送付	用紙1枚につき20円
	オ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	カ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付又は送付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額

	キ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付又は送付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考：1の項ウ若しくはエ又は5の項ウ若しくはエの場合において，両面印刷の用紙を用いるときは，片面を1枚として額を算定する。		